

## 防衛医科大学校病院規則第2号

防衛医科大学校病院感染症検査室運営規則を次のように定める。

平成16年2月19日

防衛医科大学校病院長 関根 勇 夫

### 防衛医科大学校病院感染症検査室運営規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、防衛医科大学校病院感染症検査室（以下「感染症検査室」という。）の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(目的)

**第2条** 感染症検査室は、次に掲げる業務を行うことを目的とする。

- (1) 臨床材料の微生物（結核菌等）に関する検査業務。
- (2) その他、防衛医科大学校病院長（以下「病院長」という。）が必要と認める業務。

(職務)

**第3条** 感染症検査室長（以下「室長」という。）は、検査部長をもって充て、感染症検査室の業務を掌理する。

- 2 室長に事故があるとき、又は室長が欠けたときは、検査部副部長が、その職務を行う。

(立入制限)

**第4条** 次に掲げる者以外は、感染症検査室へ立ち入ることができない。

- (2) 室長
- (3) 検査部に属する医師
- (4) 検査部検査技師長
- (5) 検査部微生物検査担当検査技師
- (6) 前各号に掲げる者のほか、室長が許可した者

(委任規定)

**第5条** この規定に定めるもののほか、感染症検査室の管理及び運営に関し必要な細部事項は、「防衛医科大学校病院感染症検査室安全運営マニュアル」として、病院長の承認を得て室長が定める。

### 附 則

この規則は、平成16年2月20日から施行する。